

知ってほしい！免除・納付猶予制度に関する Q&A

免除・納付猶予の申請には何が必要なの？



各種申請には、①年金手帳または基礎年金番号通知書、②個人番号確認と本人確認書類（マイナンバーカードなど*）、③委任状（代理人が申請する場合のみ）、④失業証明書類（失業などを理由とした免除申請の場合のみ）が必要です。

*マイナンバーカードが無い場合は、個人番号確認書類（通知カードや個人番号記載の住民票）と本人確認書類（運転免許証など顔写真付きであれば1点、健康保険証や年金手帳など顔写真なしであれば2点）が必要です。

保険料を未納のままにしておくとうなるの？



手続きをせず保険料の未納期間をそのままにしておくと、将来受け取る年金額が減額されます。また、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

免除や納付猶予を受けると、将来の年金に影響はあるの？



免除・納付猶予が承認された期間は、受給資格期間には参入しますが、将来受け取る年金額が減額されます。ただし、10年以内にさかのぼって保険料を追納すると、年金額は減額されません。追納を希望する場合は、帯広年金事務所へ問い合わせください。



国民年金保険料 免除・納付猶予制度



▲日本年金機構ホームページ

令和4年度の受け付けは7月1日金から

問い合わせ 戸籍住民課（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113、音声案内2番→2番）

収入の減少や失業などの理由で、保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

免除制度と納付猶予制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合は、申請により保険料の納付が全額または一部免除となります。また、50歳未満の人で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

なお、過年度分は申請日時点から2年1カ月前分までさかのぼって申請できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人へ

臨時特例措置として保険料の免除申請が可能な場合があります。詳細は、日本年金機構ホームページをご確認ください。



「やりたい」を実現する事業創発拠点「LAND」

公益財団法人とかち財団が運営する、LANDは、十勝で起業・創業、事業創発など新たなビジネスを始める人を支援しています。

LANDには、コーディネーターが常駐し、事業相談や情報提供を行うほか、地域内外の事業者同士や専門家をつなぎ、皆さんのビジネスをサポートします。

さらに、コワーキングスペースとしても利用可能で、Wi-Fiや電源を無料で提供しているほか、登録会員向けに施設内スペースの専有利用などのサービス(有料)も提供しています。

LANDの利用や事業の相談など、お気軽に問い合わせください。新たな事業をつくる皆さんの活動を応援します。

問い合わせ LAND（西2南11、天光堂ビル1階、☎67・7895）



▲LANDホームページ



▲LANDの主な相談事例



▲LAND内観（作業がはかどるおしゃれな空間）



創業希望者の活動を支援

さまざまな支援策があります

問い合わせ 経済企画課（市庁舎7階、☎65・4163）、商業労働課（市庁舎7階、☎65・4165）

帯広市・支援機関が一体となって創業者を支援

「特定創業支援等事業」

市ホームページID.1005554

帯広市では、十勝管内の全自治体、商工会議所・商工会、金融機関などと連携し、創業希望者の活動を継続的に支援する「特定創業支援等事業」を実施しています。商工会議所や金融機関の相談窓口などから、経営、財務、人材育成、販路開拓などについてのアドバイスや指導を受け、市の認定を受けた人は、創業時に会社設立時の登録免許税の軽減など、各種支援策を活用できるほか、国の補助金の申請にも活用できる場合があります。

帯広市中小企業振興融資制度

市ホームページID.1005534

市内の金融機関を通じて、低利の融資を行っています。詳細は市ホームページをご覧ください。

こんな悩みはありませんか？



誰かに悩みを話すことは、解決への第一歩となります。身近な人に相談しづらい不安や困り事を相談してみませんか？

- ◇小・中学生、高校生
 - ・学校でいじめられている
 - ・親からいつも怒られる
 - ・悩みを友だちや先生に相談してみたが、解決しない
- ◇若者
 - ・何をやってもうまくいかない
 - ・仕事や職場の人間関係がうまくいかない
 - ・ただ、話を聞いてほしい
- ◇家族
 - ・子育ての悩みやつらい気持ちを聞いてほしい
 - ・子どもの様子が最近おかしい
 - ・不登校、ひきこもり、ニートについて相談したい

ヤングテレホン相談窓口

対象者 小学生からおおむね39歳までの人とその家族
相談方法 電話、Eメール、面談 ※匿名での相談も可能です
受付日時 月～金曜日（祝日を除く）、9時～17時30分
場所 西6条南6丁目3、ソネビル2階

専用電話 ☎22・8349 ✉wakamono-soudan@keisei-kai.jp



話せる場所があります 子ども・若者の悩み

ヤングテレホン相談

問い合わせ 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4113）

帯広市では、子どもや若者とその家族が安心して悩みを相談できる窓口として「ヤングテレホン相談」を開設しています。

社会生活や親子関係などの相談が寄せられています

令和3年度は年間247件の相談がありました。子ども・若者からは仕事や人間関係についての悩みが、家族からは親子関係についての相談が多く寄せられました。

ヤングテレホン相談では、社会福祉士の資格を有する相談員などが、相談の内容に応じて、聞き役に徹したり、悩み事との上手な付き合い方を一緒に考えたりします。また、具体的な困り事を抱えている場合には、教育や就労などの専門機関の紹介も行っています。相談にあたり、名前を名乗る必要はありませんので、お気軽にご相談ください。

市ホームページID.1004815